

陸別町地元雇用促進事業補助金制度のご案内

陸別町内における雇用を促進することで、定住化の促進と地域経済の活性化を図る目的で、新たに正規従業員を雇用する事業主に【地元雇用促進事業補助金】を交付します。

■ 対象となる事業主(過去2年間町税の滞納が無いこと)

- 陸別町内に住所を有する個人事業主
- 陸別町内に本社又は、営業所(事業所)を有する法人で、中小企業基本法第2条第1項の規定に該当する者(通称大企業は対象外)
- 陸別町農業協同組合、陸別町森林組合、社会福祉法人、NPO法人
- その他特に町長が認める者

■ 助成対象者

- 正規雇用者(雇用期間を定めない雇用であること)
- 労働契約を締結していること
- 雇用保険の一般被保険者であること
- 社会保険等の被保険者であること
- 陸別町内に住所を有すること(町外の者を雇用した場合は、雇用した月の末日までに陸別町に住所を有すること)

■ 助成対象経費及び助成額

- 「助成対象経費」
新規雇用者を雇い入れた日の属する月から起算して12ヵ月の給料月額(基本給)(ただし、各種手当等を除く額とします。)とします。
会計年度内中の採用において、助成対象期間が12ヵ月に満たない場合については、新年度に新たに申請を受けて残月数を助成します。
- 「助成額」
助成対象経費の1/2以内の額
1人につき月額50,000円を上限とします。
- 「転入に係る経費」
足寄町及び十勝管外の陸別町に隣接する町:1世帯 20,000円以内
足寄町以外の十勝管内:1世帯 30,000円以内
北海道内(十勝管外):1世帯 50,000円以内
北海道外:1世帯 100,000円以内

※ 転入に係る経費の助成を受けるためには、陸別町無料職業紹介所のあっせんが必要です。(事業者の求人の登録と求職者の登録が必要です。)詳しくは、担当にお問い合わせください。

■ 助成対象除外者

- 短期雇用の者
- 過去3年以内に同一の事業主に正規雇用された者
(その間季節、又は短期雇用されたものは補助対象者としません。)
- 新規雇用者が事業主の1親等以内の者及び同居親族
(法人にあっては役員全て事業主とみなします。)
- 申請時に満51歳になられている方
- 他の事業において補助金の交付を受けている方(給料を含む人件費)

※ 同一事業主に過去3年以内正規雇用された者には、その間季節、または短期雇用された者は含まず、補助対象者として扱います。

■ 助成金の交付の取り消し(返還命令)

- 新規雇用者を事業主の都合で1年以内に解雇したとき。
- 虚偽その他の不正手段により助成金の交付決定を受けたとき。

■ 提出書類

- 陸別町地元雇用促進事業承認申請書(別記第1号様式)

<添付書類>

- 雇用する者の雇用契約書の写し
- 雇用する者の履歴書の写し
- 雇用する者の雇用保険被保険者証の写し
- 雇用する者の社会保険等の被保険者証の写し
- 雇用する者の住民票
- 過去2年分の町税納税証明書

※ 会計年度内に交付申請をし、新たな会計年度に継続となる場合は、添付書類を事業所による雇用証明書に代えることができます。

提出及びお問い合わせ先

〒089-4311 足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町役場 産業振興課 商工業振興担当(Tel. 0156-27-2141(内135))まで
申請手続の流れや、申請書の書式のデータ等は、町のホームページに掲載しています。
ご不明な点があれば、担当までご連絡ください。当事業のほか、雇用に関する相談(通年雇用、職業紹介等)も受け付けていますので、お気軽に相談ください。